

Title	エルベ以东・上ラウズイツ地方の農村市場町(一)
Sub Title	Rural small towns and market-towns in Oberlausitz, the East Saxony
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.4 (1965. 4) ,p.268(26)- 306(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19650401-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650401-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エルベ以东・上ラウズイツツ地方の農村市場町(一)

寺尾 誠

一、後進型農村市場町の諸類型

——農業制度との関連において——

私は先にエルベ河を挟む中独ザクセンの農村都市、市場町の歴史的発生について分析した^(注1)。その際エルベ河の東方上ラウズイツツとエルベ河の西方の本来のザクセン地方の間には、農村都市成立について著しい相違が存在することを指摘しておいた。念の為に今一度第一表、第二表の統計をあげておこう^(注2)。これを見れば明らかのように、ザクセン全体についてみられる十三世紀を頂点とする古典的中世都市の発生、これに続き十三、四世紀に頂点を迎える中世的小都市、さらにこれと踵を接して十四、五世紀に頂点をもつ農村からの自生的小都市、そして最後に十五世紀以降の農村市場町の成立という連続的段階が、上ラウズイツツでは非常に不正常な姿をとる。古典的中世都市とこれに続く中世的小都市の成立が、ともかくザクセン全体の一般的傾向に合致するのに対して、自生的農村的小都市の成立は極めて弱く、農村市場町の発生は十八、九世紀に集中している。だから全体としてこの地方においては、中世後期、近世初頭の農村内部からの自生的市場の発生が弱く、

中世都市の前期的市場体制の君臨を大幅に許していたといえよう。

ところでこの事実は、上ラウズイツツにおいては結局いわゆる局地的市場圏の成立が著しく妨げられたことを物語っているが、我々はその基本的理由を封建制の内部構造に求めた。すなわちこの地方に近世初頭以来確立した領主直営地拡充に基づく家産的農村支配(直営農場領主制)こそ、農民を「世襲隷属領民」^(注3) Erbhinterbanen の地位に陥れ、広範な直接生産者による民富 Volksreichum の形成を妨げたのである。そしてこの民富の形成の阻止こそが、自生的農村市場、従って局地的市場圏の発展にとって基本的障害となるのである。

さてこのような特徴をもつ上ラウズイツツにも農村からの自生的市場の発生が全然無かつたわけではない。特に十八、九

第一表 Sachsen の都市発生

都市の型 定住形態 成立時期	都 市		小 都 市		市 場 町	
	自生型	計画型	自生型	計画型	自生型	計画型
10 C		1				
11 C		2				
12 C		5	1			
13 C	2	19	10	14	1	
14 C	1	12	12	18	4	
15 C		6	12	9	7	
16 C		1	7	8	7	
17 C		2	1	2	5	2
18 C					18	1
19 C	1				9	
20 C	16	2				
計	20	50	43	51	51	3

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, 4 Bde, 1957. より作成。

第二表 Oberlausitz の都市発生

都市の型 定住形態 成立時期	都 市		小 都 市		市 場 町	
	自生型	計画型	自生型	計画型	自生型	計画型
11 C		1				
12 C		1				
13 C		3	1	4		
14 C		1	2	5	2	
15 C				1	1	
16 C			1			
17 C			1	1	2	
18 C					5	1
19 C					6	
20 C	2	1				
計	2	7	5	11	16	1

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 4, 1957. より作成。

エルベ以东・上ラウズイツツ地方の農村市場町(一)

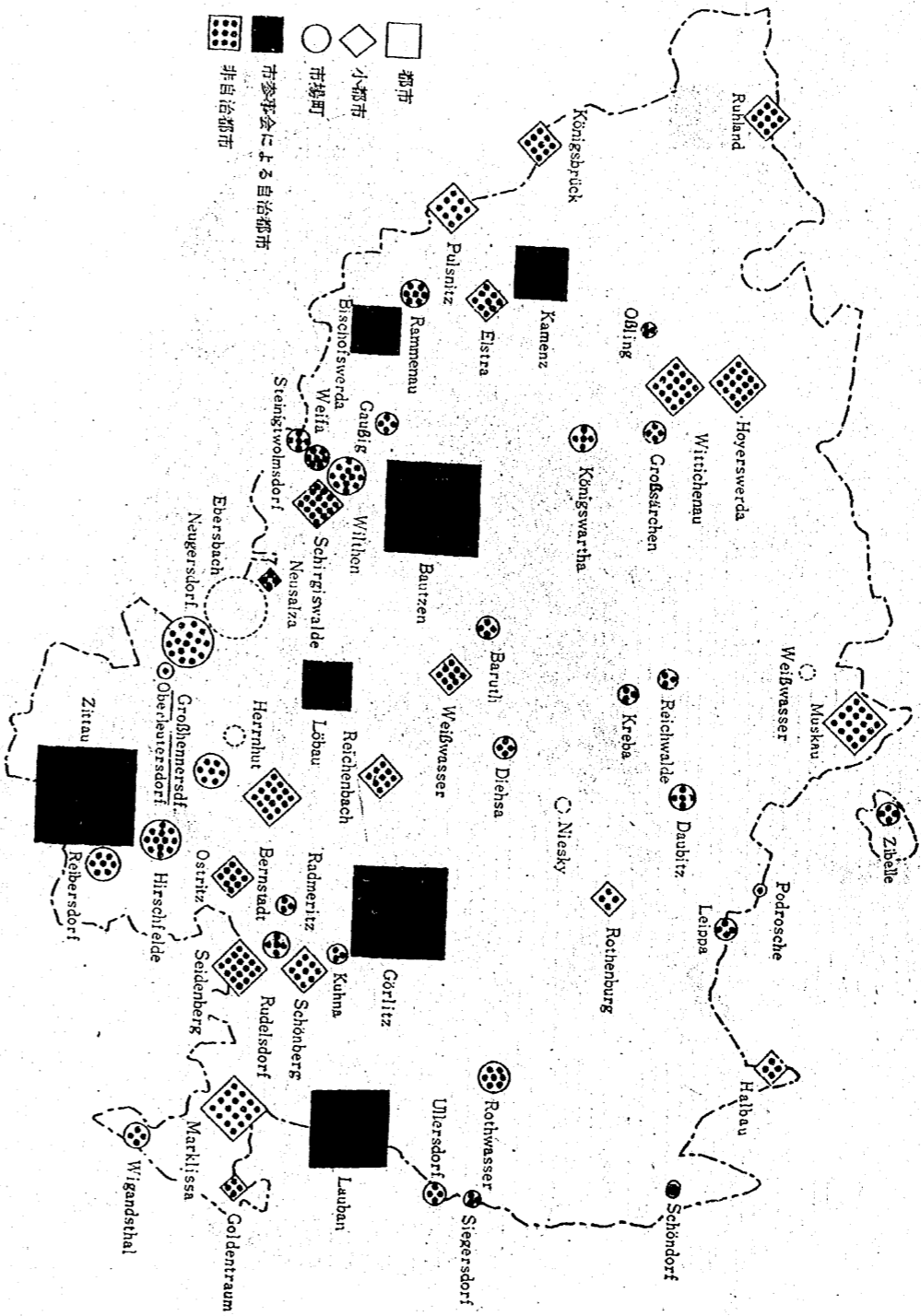
世紀にはかなりの数の市場町が成立している。そこで本稿においては、これら農村市場町の実態及びその成立条件について若干考察してみたい。

この地方の農村市場町については、その大部分が騎士農場 *Rittergut* と密接な関りを持っていることに留意しなくてはならない。すなわち十四世紀以来この地方に成立した農村市場町十七の内、この種の関りが示されるのは実に十三である。もつともこの内、分割直営農地である *Vorwerk* のみ存在するもの一、十九世紀において始めて騎士農場の存在を確認しうるもの一があるが、それにしてもこの地方の市場町の圧倒的部分が、直営農場領主制の直接の影響の下にあったことは確実である。さらに市場町成立以前にすでにかかる騎士農場の成立をみているものが、十を数えるのであるから、これらの市場町成立について直営農場領主のイニシヤティブが十分考慮されるべきである。周知のように十八世紀末葉以来エルベ以东においても農奴の身分の解放が叫ばれるようになり、その叫びは有名なプロイセン政府のシュタイン・ハルデンベルクの改革に結実した。しかしその解放の内容は、多くの研究者が指摘しているように、直営農場領主が西ヨーロッパに発展しつつあった産業資本主義社会に上から適応せんとして行った代物に過ぎなかった。つまり農奴身分解放の結果は、それまでの家産的農奴的経営を、前期的半封建的性格の資本制経営へと再編し、農奴を土地から一層分離して前期的賃労働者に強行転化せしめたに過ぎない。上ラウズイツツにおける農村市場が既存の騎士農場村落を中心に十八、九世紀に発生している事実は、このような直営農場領主による上からの近代化の反映とみるべきではなからうか。こうした意味においてはこの地方の農村市場の成立という事実から、十八、九世紀にこの地方内部にいわゆる局地的市場圏が成立していたと即断するのは、いささか無理であるといわねばならない。たしかに後にみるようにこれらの農村市場成立の背景には、苛烈な封建領主の支配の下で執拗に繰り返される小商品経済進展の試みが存在する。特に農村内部に広範に形成された農地を持たぬ小屋住や借家人達が、或は領主直営農場へ労働力を提供し、或は農村工業に従事し、そこに日常必需品の局地的購買が行われる場合、それは一種の

局地的市場圏といえないことはない。しかしそれは、エルベ河以西の西ヨーロッパ、特にその先進地域において、広範な農民、手工業者の小商品生産者としての成長に裏づけられて、農村内部の、農村同士の間局地的交換として展開せられた厳密な意味での局地的市場圏とは根本的に異なった性格の局地的市場なのである。厳密な意味での局地的市場圏が、小商品生産者としての農民の経済的繁栄、その経営の独立性に基く農村内部の商品交換の場として発展し、やがては農村共同体そのものの枠を突き崩し、局地間交換から局地内さらには経営内商品経済へと進展し、近代産業資本主義の純粹な培養基となるのに対して、ヨーロッパの辺境後進地帯や世界の到る所でみられる事実上の賃労働者の形成や事実上の産業資本主義の形成に伴う局地的市場圏の事実上の展開はそれが小商品経済の順調な進展に基いていないために、外面的には商品経済の原理をとりいれつつもまさに卑俗な意味における事実上の商品経済に留まり、厳密な局地的市場圏の形成がもたらすところの合理的商品経済の論理を採用しようとはしないのである。従ってここでは小商品経済の進展の歪曲もしくは庄殺の上に、装いを新たにした前期的商品経済が開花し、人はその外見の故にこのような発展をも産業資本主義進展の道と見誤るのである。^(注4)

さて我々の問題としている上ラウズイツツにおいては、かかる前期的商品経済の新たな対応は、穀物生産地帯における農場領主制の前期的農業資本主義への推転と、農村工業地帯における前期的問屋制家内工業と中世都市的生産及び流通の規制の温存に基く、なしくずしの産業資本主義への移行に代表される。我々はこの地域に十八、九世紀にかなり広範に成立してくる農村市場町を、こうした前期的商品経済の新たな結節点として見たいと思う。我々はこれからの考察の中で、この地域内部においても農村市場の向背地としての農村の制度、わけてもこの地域に支配的であった騎士農場制の存在様式が、農村市場町のかかなり異なった型をうみだしてくることを検討する。その際南部山岳・森林地帯の農村工業地帯では、小商品経済が相対的にみれば進展し、農村市場町の成立もこれと大きな関連を有することが明らかとなるが、その場合でも我々は以上に考察した基本的特質が妥当すると考えている。

第三図 上ラウゼイツ都市分布



さて今第一図、第二図、第三図を参照すれば、上ラウゼイツ地方の農業構造、特に農地と集落の形態及び都市、小都市、市場町の分布が明瞭に読みとれる。^(注5) すなわち南部は農地と農家が密着し、森林・山岳地帯の谷間に一種の街道村落のよ
うな形で穀草経済或は粗放的形態での三圃制農法を営む森林フーへ村の普及地域である(森林フーへ村の構造については第四図
を参照のこと)。これに対し中部地域にはパウツェン市を中心に方形(不規則な)の農地に取り囲まれた小散村が分布し、さら
にその北方には長方形を原則とし、実際には細長い地条にもなりうる農地と割り合いにまとまった街道または街路村落(街
道村落 *Stralendorf* と街路村落 *Gassendorf* の区別は難しいが、前者は村の中心の道路が直接外部の主要交通路につな
がっている場合
を指す)の地域が展開し、さらにこれと混り合いながら方形と細長い線型地条の農地の混在するやはり街道(街路)村落や、
西独と同様の混在耕地制をとる集村等が散在している。そして都市分布を眺めれば、中世的な自治都市は、農業制度の境界
線近くにほぼ一列に分布し、新しい市場町は山岳地帯よりの南部か、平野地帯よりの北部に発生している。

ところで今第三表において森林フーへ村とそれ以外の農村地帯に区分して、その地域に成立した都市、小都市、市場町の
発生をみると、中世的計画的建設都市と農村から自生的に発展した都市や市場町の比率において両地域の間には大きな相違
が存在することが判る。すなわち森林フーへ村の地域では二つの型の都市は六対十一で圧倒的に農村からの自生的都市が多
い。これに対しそれ以外の地域でも農村からの自生的市場町の存在は一応認められるが、中世的都市との比率は十二対十三
で、森林フーへ村の地域と比較すれば、中世都市の比重が大きいのである。しかもこの地域内に成立してくる農村市場町と
いうのは、実態からいって純粹の農村であるよりは、騎士農場集落 *Rittersdorf* であって、これらを自生的農村市場と
してとらえることは問題なのである。

今両地域の農村市場町の①発生時期、②集落及び農地の形態、③騎士農場の有無及びその成立の時期、④住民の種類(①
フーへ農民、②菜園保有農家屋の外に僅かの菜園をもつもの、③小屋住り家屋しかないもの)について調べてみる。^(注6)

エルベ以东・上ラウゼイツ地方の農村市場町(一)

第三表(4) 森林フーへ村以外の地域

都市の型 定住形態 成立時期	都 市		小 都 市		市 場 町		都市の型 定住形態 成立時期	都 市		小 都 市		市 場 町	
	自生型	計画型	自生型	計画型	自生型	計画型		自生型	計画型	自生型	計画型	自生型	計画型
11 C		1					11 C						
12 C		1					12 C						
13 C		1	2		3		13 C	1	1	1	1	1	
14 C				2	4		14 C						1
15 C					1	1	15 C						
16 C							16 C						
17 C				1			17 C			1	1	2	
18 C						3	18 C					2	
19 C						3	19 C					3	1
20 C	1	1					20 C	1					
計	1	5	3	8	8	0	計	1	2	2	3	8	1

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 4, 1957. より作成。

第三表(5) 森林フーへ村の地域

A. 森林フーへ村地域

- Wilthen 村 ①十七世紀市場開設権②方形直営耕地と森林フーへ村③十三世紀以来領主の館、十六世紀騎士農場④十六世紀⑤五十⑥二十、十八世紀⑦七十八⑧九十二
- Weifa 村 ①十七世紀市場町②非常に分割された森林フーへ村③無し④十八世紀⑤十二⑥六⑦五十五
- Steinigtwolsdorf 村 ①十八世紀市場町②森林フーへ村③十五世紀騎士の館、十六世紀騎士農場④十六世紀⑤四十六、十八世紀⑥二十九⑦二十八

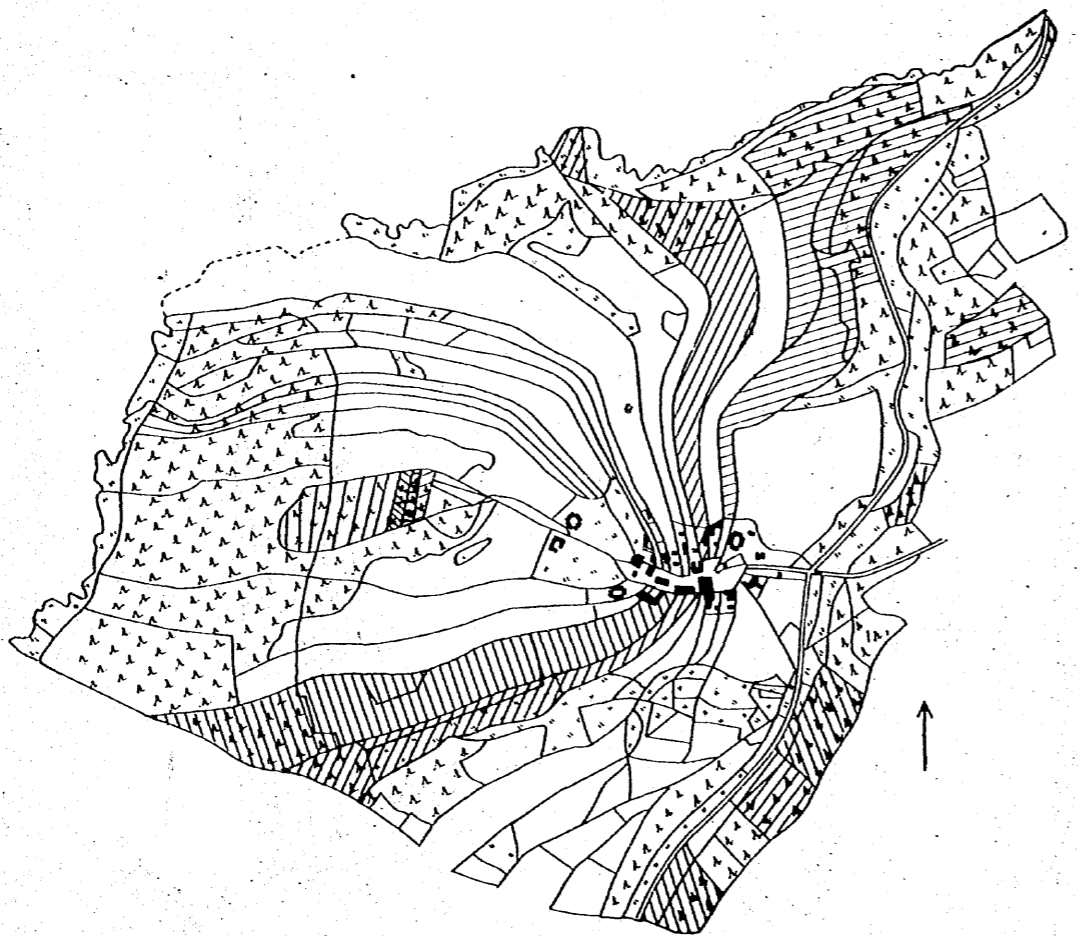
- Reibersdorf 村 ①十八世紀市場町②方形直営耕地と森林フーへ村③十五世紀騎士の館、十六世紀騎士農場④十六世紀⑤十七⑥二十一⑦九、十八世紀⑧十七⑨十八⑩百二十二
- Diensa 村 ①十九世紀市場町②方形直営耕地と森林フーへ村③十六世紀騎士農場④十八世紀⑤十七⑥二十⑦三十
- Neugersdorf 村 ①十九世紀市場町②小屋住の密集した定住とそれ以外の住民の分散定住と分割された森林フーへ村③十九世紀騎士農場④十八世紀⑤四⑥三十二⑦二百七
- Großhennersdorf 村 ①十九世紀市場町②森林フーへ村③十三世紀領主の館、十六世紀騎士農場④十七世紀⑤四十八⑥四十二⑦二、十八世紀⑧三十六⑨五十七⑩八十二
- Altstadt 村 ①十四世紀市場開設権獲得②森林フーへ村③無し④十六世紀⑤二十二、十八世紀⑥七⑦十三⑧四十五
- この他市場開設をK・ブラッシュケの史料において確かめられないもので森林フーへ村 Oberleutersdorf と Rammenau 村、未完成の森林フーへ村 Osling 村が、同じK・ブラッシュケの作成した地図(第三図)には市場町としてのっている。
- B. 森林フーへ村以外の地域

- Königsvartha 村 ①十四世紀小都市、十七世紀、十八世紀に市場町②広場中心の街路村落と方形直営耕地及び長方形の農地③十五世紀騎士の館、十六世紀騎士農場④十八世紀⑤六⑥九⑦七十六
- Kreba 村 ①十五世紀市場町②街路村落と方形直営耕地及び長方形の農地③十七世紀騎士農場④十八世紀⑤八⑥二十九
- Baruth 村 ①十八世紀市場町②広場を中心とした直営地付属の定住と方形直営耕地③十三世紀領主の館、十四世紀城砦、十六世紀騎士農場④十八世紀⑤四⑥二十⑦二十九
- Reichwald 村 ①十八世紀市場町②広場を中心とした街路の片側に並ぶ定住地と方形直営耕地及び長方形の農地③十四
- エルベ以东・上ラウズイツ地方の農村市場町(-)

世紀領主の館、十七世紀騎士農場④十八世紀①十二②③三十六
 Daubitz 村 II ①十八世紀市場町②小放牧場を中心とした街道村落と方形直営耕地及び長方形・方形・線型の農地③十六
 世紀騎士農場④十八世紀①十三②十九③五十
 Gaubitz 村 II ①十九世紀市場町②街道村落風の小屋住農の定住地を伴う方形直営耕地③十三世紀領主の館、十六世紀騎士
 農場④十八世紀⑤三十
 Grosssärchen 村 II ①十九世紀市場町②小放牧場を中心とした街道村落と線型農地③十八世紀領主の分農場④十六世紀①
 二十四②二十七、十八世紀①二十二②八③四十
 Podrosche 村 II ①十九世紀市場町②街道の片道に並ぶ定住地と混在耕地に似た線型農地③無し④十八世紀①七②一③十

さて両地域における相違は第一に騎士農場の比重の相違にあるといつてよい。すなわち森林フーへ村地域においては、総
 数八の市場町のうち騎士農場が成立したものの六を数えるが、このうち史料が大規模の方形直営地の存在を伝えるのは三つの
 市場町である。R・ケチュケの研究によれば森林フーへ村における領主農場は農民フーへと並ぶ数フーへの農地に過ぎぬ場
 合が多いのであるが、恐らく方形直営耕地の記載の見当らぬ森林フーへ村における直営地は、この種の小規模のものであつ
 たらう。^(注7)この場合森林フーへ村においては第四図に示されるように個々の農家と農地が密着しており、しかも一つの農地だ
 けが規模を大幅に拡大することは、既存の農地の枠内では難しい。この村はエルベ以西の森林フーへ村クンスドルフである
 が、ここには十八世紀に騎士農場が存在し、しかも大規模直営地の記載は無いから、小規模の騎士農場のあるラウズイツ
 南部の森林フーへ村とほぼ同じ型と思われる。^(注8)なお森林フーへ村で大規模の方形直営耕地の存在する例としては、第五図に

第四図 Cunsdorf 村

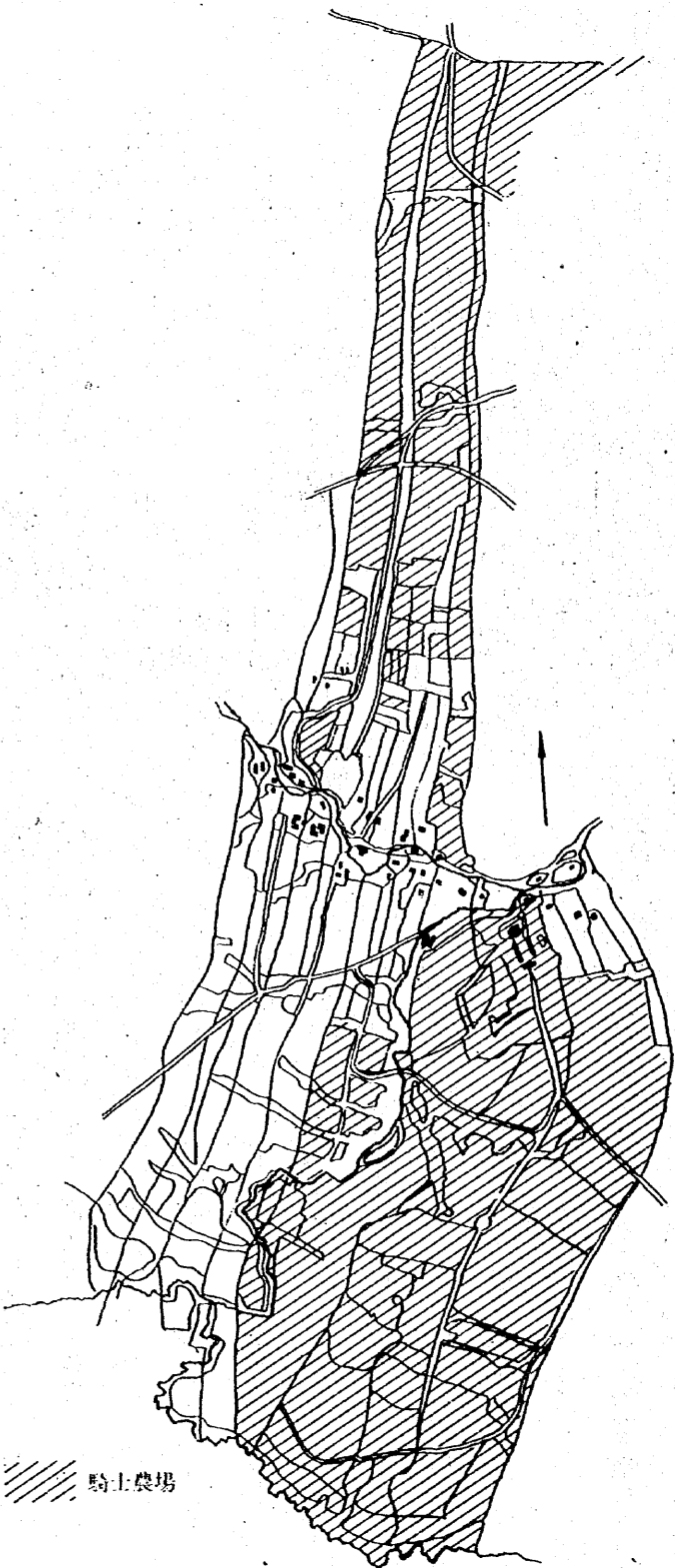


エルベ以東・上ラウズイツ地方の農村市場町(一)

ラウズイツ南部の市場町ヘルンフット近郊の
 オーバー・レンネルスドルフ村をあげておこう。^(注9)
 この村は千五百三十九年に方形の大規模騎士農
 場が成立していた森林フーへ村である。そこに
 おいては、領主の直営農地が、一般農民の森林
 フーへと混在する形ではなく、それから独立し
 て本来共有地であったに違いない未開墾地につ
 くられている。^(注10)このような大規模直営地が森林
 フーへ村においてさえ成立したことは、この地
 方の封建領主制の家父長的村落支配の強さを想
 わしめる。そしていわゆる農村からの自生型市
 場町自体が少くとも三つ、かかる騎士農場中心
 地に成立していたのである。

ところで森林フーへ村地域の農村市場町のか
 かる様相は、当然この地域全体の特徴でもあ
 る。今第四表をみると、我々はこのことを確認
 しうる。これはK・ブラッシュケの編纂した Hi-
 storisches Ortsverzeichnis von Sachsen の Ober-

第五圖 Oberrennersdorf 村



Lausitz の部分からこの地方の村落で記載の明確なものにつき、騎士農場の成立を調査した結果である。これをみると森林フーヘ村の総数二百二十四の五十九・八二％に裁判領主権に裏打ちされた騎士農場が成立していることが判る。もっとも第四表には各地域毎の集計がのっているので、これを先の第一図、第二図と参照しつつ調べてみると、同じ森林フーヘ村でもかなり地域差があることが判る。すなわちより北部に位置しているレンジャウ Löbau ローテンブルク Rothenburg ゲルリッツ Görliitz バウツェン Bautzen カメンツ Kamenz 等騎士農場制がもっと本格的に成立した地域と隣接している地域では、その地域の森林フーヘ村の総数と騎士農場制の成立する村の比率は相対的に高い。これに対しこの地方最南部のツィタウ Zittau 地

第四表 Oberlausitz における騎士農場の成立状況

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林フーヘ耕地の村				
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
15C以前	1		5				4				5	2	5	2	28	2			9				
16C	30	4	30	5			44	2		5	2	10	2	15	19	1			76	1			
17C	23	1	8	1			40	2		5	1	10	1	13	19	6			48	2			
18C	3	8	4	3			22	1		4	1	4	6	5	5	2			6	7			
19C		1	(1)				(5)	(3)		1	1	1	4	(3)	1	4			4				
計	57	14	42	14	12	34	94	21	14	69	13	11	1	30	53	13	9	30	134	19	9	62	
			(23)				(60)	(4)		(12)	(6)			(31)	(4)				(46)	(2)			

但し A=騎士農場, B=領主の分割直営地, C=領主の館または居所だけ記載されているもの, D=史料にA, B, Cにつき記載のないもの。CとDとは時代に関係はない。()内の数字は大規模方形の騎士農場の数。

(1) Bautzen 地域

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林フーヘ耕地の村				
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
15C以前			5				1				1	1	0	2	10	0			12				
16C	14	2	22	5			6	1		1	1	3	2	10	10	1			12	1			
17C	10	1	3	1			14	1		1	1	10	4	5	10	8			8	1			
18C	1	2	4				3	5		1	1	4	4	2	4	4			2	2			
19C		1	(1)				(1)			2	2	1		1	1	1			1	(1)			
計	25	6	29	11	11	26	24	7	4	21	4	4	0	2	25	0	3	12	20	3	2	11	
			(18)				(14)			(4)		(4)			(10)				(4)	(1)			

エルベ以东・上ラウズニッツ地方の農村市場町 (一)

図〇 (11211)

(2) Kamenz 地域

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林ゾーンへ耕地の村							
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D				
15C以前																										
16C	1		3	(1)			11	(5)	1			9	(2)						9	(2)			3			
17C	3						14	(6)				5	(1)						2	(1)			1			
18C		2			2		2	(1)	1																	
19C																										
計	4	2	4	(1)	2	1	27	(12)	5	6	23	0	0	1	0	2	(1)	0	3	3	3	16	(3)	4	2	12

(3) Hoyerswerda 地域

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林ゾーンへ耕地の村						
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D			
15C以前																									
16C							6	(6)	1		4	(4)	1	(1)	9	(5)	2								
17C							3	(1)		3	(2)	1	(1)	3	(3)	3	(1)								
18C									2				3	(1)	3	(1)									
19C							1					1	(1)	3	(1)										
計	0	0	0	0	0	0	10	(7)	3	0	9	7	(6)	6	(3)	12	(8)	8	(2)	0	7	0	0	0	0

(4) Rothenburg

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林ゾーンへ耕地の村							
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D				
15C以前																										
16C	3	1	1	(1)			13	(11)	1		2	(2)	1		3	(3)	1		6	(5)						
17C	6						6	(5)	(1)		4	(4)	3	(1)	4	(4)	3		5	(5)	14	(11)				
18C		4					2	(2)	3	(2)	4	(3)	4	(3)	1	(1)	1									
19C																										
計	9	5	1	(1)	0	0	21	(18)	4	(3)	8	2	(2)	5	(3)	8	(8)	5	(2)	1	8	20	(16)	0	0	3

(5) Götitz

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林ゾーンへ耕地の村					
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D		
15C以前																								
16C	2		2	(1)			4	(3)				2	(2)						16	(7)				
17C							3	(1)				4	(2)						7	(4)				
18C							1	(1)	1										4	(2)	1			
19C																								
計	2	0	3	(2)	0	0	8	(4)	1	1	5	0	0	0	3	(2)	0	0	21	(9)	1	(1)	0	2

ヘルムヘ以东・上ラウズニッツ地方の農村市場町 (一)

(6) Löhau 地域

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林フーへ耕地の村			
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D				
15C以前																						
16C	7		2				4								2				18			
17C	4		(1) 3				(4)								(1) 1				(5) 15			
18C	2			1															(3) 3			
19C																			2			
計	13	0	5 (1)	1	0	0	3 (4)	1 (1)	3	2	0	0	0	0	3 (2)	0	2	0	38 (8)			
																			1			
																			2			
																			11			

(7) Zittau 地域

時期	農村から独立した騎士農場		方形耕地の村				長方形の耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林フーへ耕地の村			
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D				
15C以前	1																					
16C	3	1																	14 (6)			
17C																			2			
18C																			4			
19C																			2			
計	4	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18 (6)			
																			10			
																			3			
																			23			

以上の八表とも K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 3 より計算。

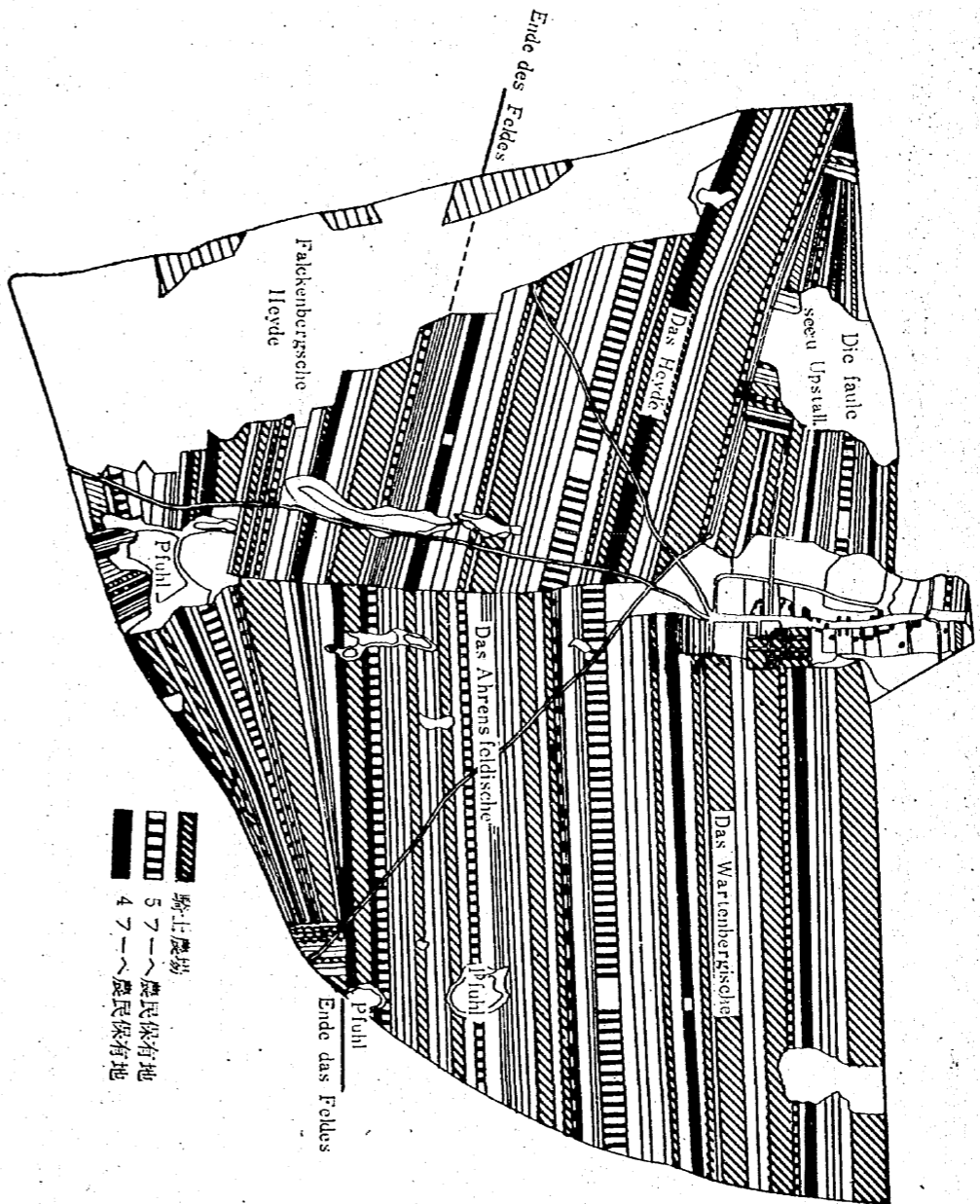
域では、相対的に騎士農場制の成立の程度が弱いのである。南部ラウズイツツにおける農村市場町は、いずれもかなり山岳地帯によつた地域に成立しているのであるが、以上の森林フーへ村地域内部における騎士農場制支配の貫徹の仕方如何がこれと関係を有するのではなからうか。なおこれと共に付言しておく、例の大規模な方形直営耕地の成立について第四表で調べてみると、森林フーへ村においてその成立の度合いが一番低いのである。他の村落では、騎士農場の成立している村の内、こうした大規模直営耕地の成立は、混在耕地の村で九割二分、長方形耕地の村で六割四分、方形と線型耕地の村で五割八分、方形耕地の村で五割五分であるのに対し、森林フーへ村だけは三割四分の比率である。ここに色々の制約条件にも拘らず、直接生産者にとつての森林フーへ村の相対的有利さが問題となるのである。^(注11)

さてそこで森林フーへ以外の地域の市場町をみると、総数八つの市場町のうち六つまでもが騎士農場のある農村であり、その全てに領主の大規模な方形直営地が成立している。中でもバルト村、ガウスィヒ村は、領主の大規模直営地が中心の直営農場集落でしかない。またそれ以外の村の場合においても、一般のフーへ農民の数の少ない事実からも、方形の領主直営地の割合が極めて大きかったことが推察される。上ラウズイツツではないが、下ラウズイツツの隣邦ブランデンブルクのフルケンベルク村の第六図をみると、長方形と線型の農地の間にかなり大きな長方形の直営耕地(右上部斜線の土地)が存在しており、^(注12)我々の問題としている市場町の中ではダウビッツ村がほぼこのような姿をとるのではないかと思われる。もっと典型的な方形直営耕地の例としては第七図があげられる。^(注13)これはラウズイツツよりさらに東方のプレスラウ地域のチェヒニッツ村であるが、ラウズイツツのクレールバ村と同様街路村落と長方形の農地で、しかも大規模の方形直営耕地(クレールバ村ではフーへ農民が僅か五人に対し、菜園保有農八、小屋住農二十九人である)が存在している。

これらの地図から推察するに、長方形や線型の耕地の存在する地域の農村においては、村落内部における領主直営地の比重は、森林フーへ村の場合に比較してはるかに大きい。勿論これら二つの村においても領主の農地と農民の農地が混在して

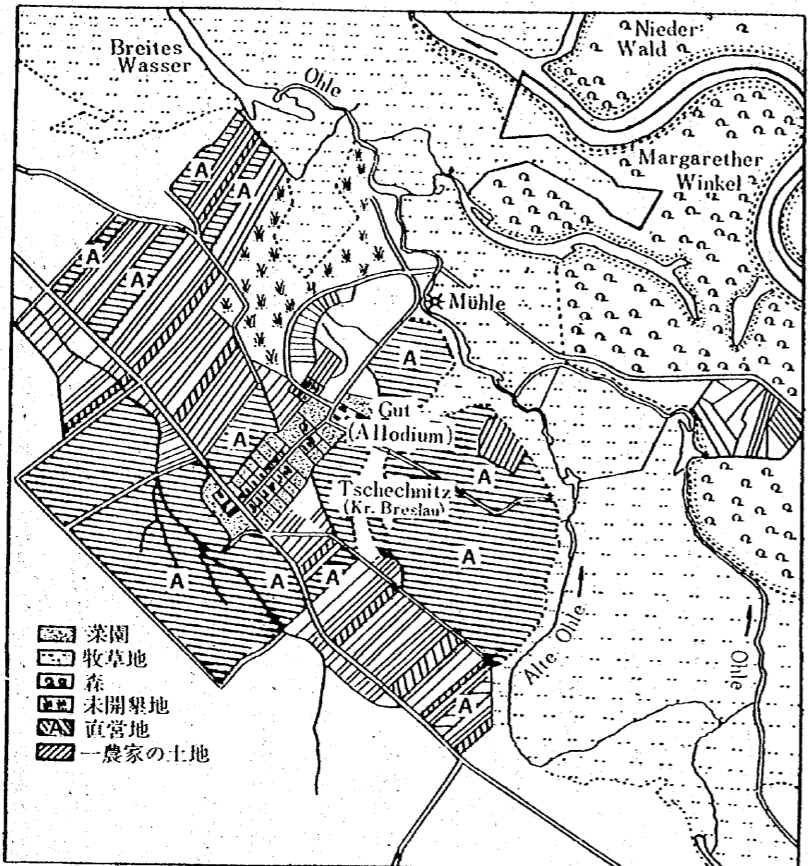
エルベ以東・上ラウズイツツ地方の農村市場町(一)

第六圖 Falkenberg 村



おり、しかも数フーへ（フアルケンベルク村の場合、五—四フーへ）をもつ富農さえも存在している。けれども、これらの村において領主直営地は、村落定住地に最も近い場所に、大規模に存在していることが判る。従ってこれらの村においては領主直営地が村落の中心となっていたとみて差し支えない。こうした巨大な直営地は、植民活動の際の領主層（特に騎士）のインシヤタイプによることは勿論、強制買上等の手段による一般農民の農地の収奪（Barntlegen）にもよっていたのである。^{（注14）}

第七圖 Tschechnitz 村



エルベ以東・上ラウズイツ地方の農村市場町 (一)

今第四表で森林フーへ村以外の村落と騎士農場成立の相関関係を探ってみると、次のようなことが判る。まず一般農民の土地保有を殆ど伴わず騎士農場集落が或る特定の地域に集中している。特に最も顕著なのはパウツェン地域である。そこには騎士の巨大農場（数百ヘクタールの規模にも達する）中心の集落が総数の半分近くも集中している。周知のようにこの地域には方形の農地の小散村が支配的である。またこれ以外で村落総数の中で割りに騎士農場の成立している集落は、方形と細い線型の地条の農地が混在した、ややまとまりかけた集落、長方形の耕地が割り合いルーズな形をかたまっている集落、それに方形の耕地の小散村である。騎士農場が成立している村のうち方形直営農場の存在する村の比率が最も大きいのは、混在耕地制のあ

る村で、これに長方形の農地の村と方形と線型及び方形の農地の村が続いている。但し混在耕地の村では、騎士農場が成立せぬ村が、全体の五割六分で最高である。これに対し方形耕地の地域では、独立した騎士農場があちこちに散在しており、直営農場領主制が最も強力な地域となったのである。^(注15)

さてこの地域で最も興味のあるのは、混在地制を採用している村落において、あまり騎士農場制の広範な成立がみられない事実であろう。周知のようにこの地方では、他のエルベ以东の諸地方と同様に十二、三世紀以後ドイツ人の植民が行われたが、従来のスラブ人の粗放農法に伴う方形耕地に対し、ゲルマン犁と三圃農法という高度の農業技術をすでに獲得していたドイツ人は、当然この技術の採用による混在耕地制を東方植民の完成目標として考えた。しかし東欧の地味の悪い砂質の土壌の中では、西ドイツで達成されたような集約的農業方法は十分その威力を発揮しなかった。こうして湿度の高い或る特定の地質の土地においてのみ、西ヨーロッパのそれに類似した混在耕地制が実現したのである。そしてそうした所では西ドイツほどではないにしても、農民相互間の相互規制及び相互扶助の共同組織が形成されたのではなからうか。これがこの種の村落を比較的騎士農場制の苛烈な攻撃から守ったと考えられる。これとは逆に未完成の、形成過程にあった過渡的農地及び集落は、それだけ容易に封建領主の介入を許したのである。^(注16)

この意味では混在耕地制は、それが十分に採用された所では、森林フーヘ村と違った意味で農民保護の実を或る程度あげたともいえるのである。先の農村市場町の中に、混在耕地に近い農地形態を有するほぼ純粋な自生的市場町があったこともこうした推定を裏づけてくれる。しかし第一図、第二図をみれば判るように、こうしたエルベ以西の集村と集約的農法の移植は、少くとも上ラウズイツでは局所的にしか行われず、様々の過渡的形態の農地及び定住地の上には、最も厳しい領主の家産的支配が貫徹したのである。

さて以上にみてきたように南部と北部・中部の間には、封建領主制やその基盤としての農村共同体について同じ直営農場

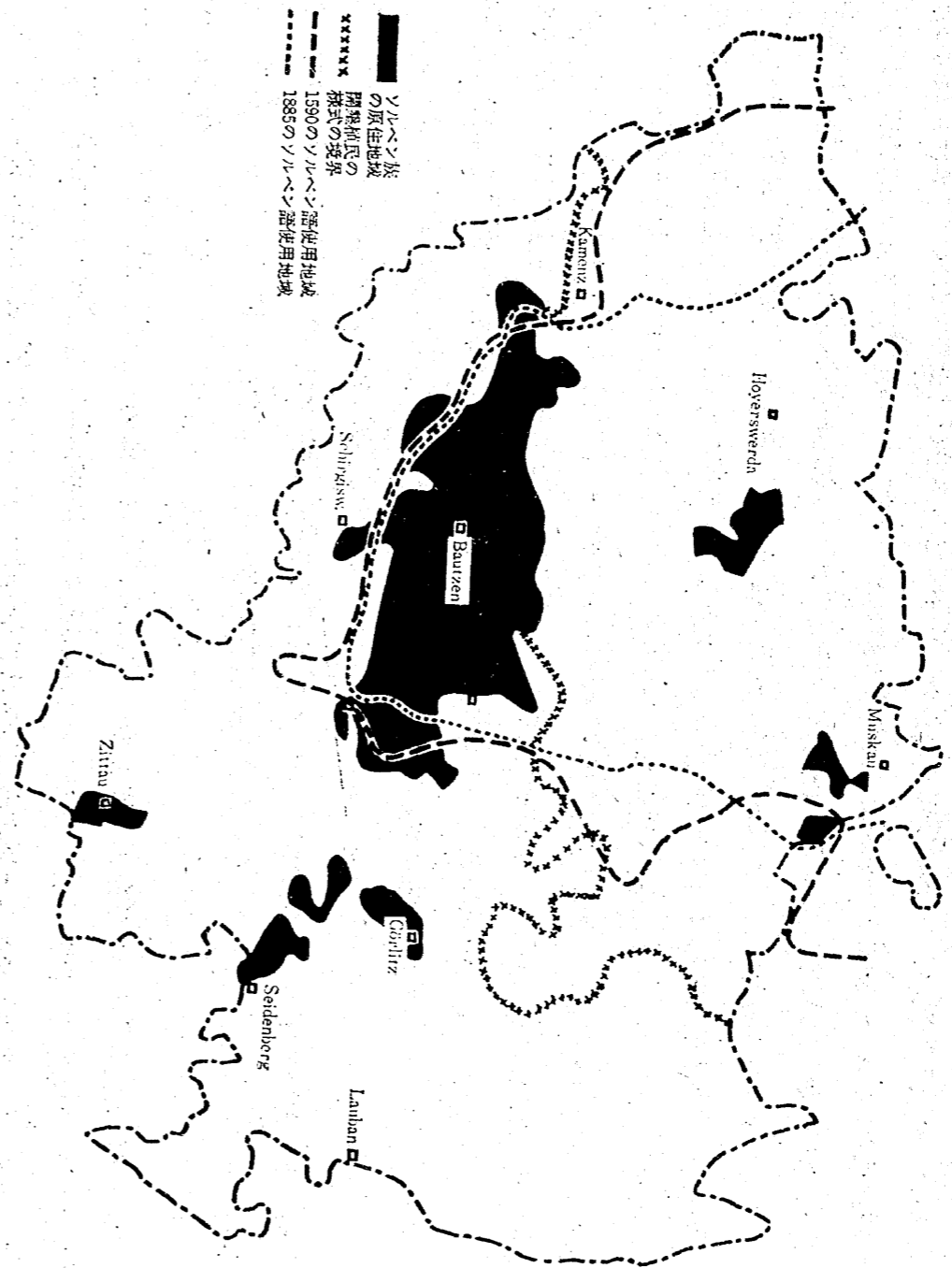
領主制であってもかなり重要な相違が存在することが判った。そしてこの相違をA・クンツェは次のように表現する。すなわち平地地帯では、騎士農場中心の集落 *Rittersgut* が支配的であったのに対し、山間部の森林フーヘの地域では、そのような試みはなされたにも拘らず、結局騎士農場村落は完成せず、十七世紀以来森林フーヘ村は、麻織物工業の中心地として織工の村 *Weberdorf* へと発展していったとして^(注17)いる。

ところで上ラウズイツの農村の対照的な姿は、一体何処に原因を求められるのだろうか。A・クンツェは南部における農村工業の発展と共に、北部におけるスラブ人(ヴェンド族の一支族としてのソルベン族)の原始農耕文化と南部ドイツ人村落の高度の技術水準(三圃農法に代表される)の間の格差を問題にしているようである。

確かに上ラウズイツは、スラブ系民族がドイツ人と同化しつつもなお或る程度民族的特徴を残している地域である。

元来この地域には(部分的にはエルベ以西の地域でも)西スラブ人に当るヴェンド族(ソルベン族)が定住していた。ここに十二、三世紀以来大量にエルベ以西のドイツからドイツ人植民者が移住植民してきたのである。^(注18)従って必然的にエルベ以东、特に我々が検討しつつある上ラウズイツにおいてもスラブ人とドイツ人の混在が行われたのであるが、この混在は完全なものではなく、この地方内部においてもスラブ人が主となって定住している地域と、ドイツ人が主となって定住している地域と、双方の混在のかなり進んだ地域とがある。今第八図は上ラウズイツにおけるスラブ語使用区域を示している。^(注19)これを見ると、年と共にスラブ語使用区域が減少しつつあることが判るが、十九世紀末においてなお上ラウズイツの三分の一の地域でスラブ語が使用されていたことが判る。千九百年にこの地方の二百九十七の村落では住民の五割以上がスラブ語を話し、百四十六の村落では純粋にスラブ語だけ話す人々が住民の大多数を占め、二百二十五の村落ではスラブ語の使用が優勢であった。^(注20)今、住民の五割以上がスラブ語を使用する集落でのソルベン人の割り合いを示すと、第五表のようになる。これとみるに少くとも森林フーヘ村ではソルベン人がいた場合でもその割り合いは少い。これに対し第八図にも示されているように上

第八圖 Oberlausitz スラブ語使用地域



第五表 Oberlausitz におけるスラブ人居住状況 (1880—1885)

総人口数 スラブ人の 実数	農村から独立 した騎士農場		方形耕地の村				長方形耕地の村				混在耕地の村				方形と線型耕地の村				森林ブーヘン耕地の村			
	A	B	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D				
11,390	745	11,562	2,072	3,507	3,863	32,850	5,021	2,717	17,156	0,739	261	141	9,130	17,164	1,937	820	4,835	148,336	21,939	9,376	50,214	
3,977	484	6,895	1,387	2,437	2,541	10,951	1,826	9,967	7,852	2,180	6,399	0,824	8,426	1,345	494	3,427	3,449	202	489	496		
34.92%	64.97%	62.36%	66.94%	69.49%	65.78%	33.35%	36.37%	36.66%	44.32%	35.90%	69.10%	0.87%	88.49%	0.99%	69.44%	60.24%	70.88%	0.02%	30.00%	99.00%	0.05%	

K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 3 より作成。

ラウズイツ中部バウツェン市を中心とする約八百平方料の地域には、千九百年当時、住民の九十%がスラブ語だけ話す地域と、同じく五十%以上九十%までのスラブ語使用率の地域が凝集している。K・ブラッシュケはこのような研究史上の成果をさらに村落名に應用して、この地方のスラブ人の原定住地を探り出している。^(注21) すなわち彼等は集落名のうちスラブ語から翻訳されたものを集落形式とも関連させながら検出し、さらに発音だけがドイツ語に転化した場合、またドイツ人の名を集落名に付けながらも、実質的にはスラブ系の集落名である場合とか、逆にドイツ語の語源が明白なもの、また現在スラブ系となつているところでドイツ語の影響の明白な場合、両系列の集落名の並存している場合等を検討している。そして結論としてバウツェン市周辺の横四十五料、縦二十料の地域をスラブ人の原定住地とし、これから南方に向つては散発的にしかスラブ系の集落名が見出されないのに対して、北方に向つては古い集落名も見出されると共に、十三世紀頃からのドイツ人植民の影響を受けた集落名も存在しているとす。そして彼はさらに第一図、第二図の集落及び農地の形態からしても、スラブ人の原定住地においては小散村とルーズな方形耕地が支配的であること、これに対して北方においては街道(または街路)村落や広場を中心とした村落のような集村と、混在耕地または長方形の耕地が支配的であることを指摘し、原定住地からの北方

エルベ以东・上ラウズイツ地方の農村市場町)

の地域は十三世紀頃からのドイツ人植民とパウツェン市周辺の原定住地からのスラブ人の移住とが重なり合ったとしてい
る。また集落や耕地の形態に対してはドイツ人の決定的影響が認められるにも拘らず、集落名にスラブ系が多く、使用言語
にもスラブ語が多いのは、この植民開墾の過程で、数的にドイツ人を圧倒していたスラブ人を中心に人種の混淆が行われた
のではないかとしている。

さて我々が、上ラウズイツ地方内部の直接生産者の在り方を問題とする際に重要なのは、単なる自然的意味での人種問
題ではなくて、異なった自然環境を背景に成立してきた異民族の間の文化的社会的経済的伝統の相違の問題であり、その相互
接触の問題である。^(注22) ところでこの意味において多くの研究者が指摘するドイツ人とスラブ人の農耕文化の著しい相違は重要
であろう。すなわち十二、三世紀両民族が接触した当時のドイツ人は、すでに彼等の本国において西ヨーロッパ特有の粘土質
の土壌の開墾の経験を持ち、このためのゲルマン犁を始め三圃農法という集団的輪作方法、さらにこれに基づく農地及び集落
の形式までも自らのものとしていた。これに対し東エルベの砂質または黄土質の土壌の上に生存してきたスラブ人は、木製
の掘り鍬とこれによる原始農耕しか知らず、農法も不規則な穀草経営であつた。^(注23) 従って農地も不規則な方形耕地または散在
せる方形耕地であり、集落は小散村の形式をとっていた。ところではるかにはるかドイツ人の農耕文化が、東エルベの土
壤に移された時、それは必ずしも本国におけるような完成された姿をとることが出来ず、むしろスラブ人村落との混淆に基
様々の亜種形態を生みだした。このことはドイツ人植民活動とスラブ人植民活動との接触・同化の結果であると共に、他方
ではエルベ河以東の地域の自然的条件による所も大きい。^(注24) すなわち先にものべたエルベ以東の土質は西ヨーロッパの場合ほ
ど集約的穀物生産に適したのではなく、むしろ非常に粗放的な形でしか農業生産を行うことが出来ない。A・クレンツリ
ンはエルベ以東への植民の際、三圃制の採用に基く緻密な混在耕地と集村を創設したのは、湿度の高い河川の周辺の地域
であつて、それ以外では一圃制や二圃制を採用する不規則な農地や小規模村落、長方形や線型の農地の小規模村落が支配的

であつたとして^(注25) 我々は第一図、第二図によつて上ラウズイツにおいても同様の傾向を見出すことが出来る。

さらに上ラウズイツ南部へのドイツ人植民が、この地方では最も自営度の高い農民の集落として森林フーヘ村を建設し
えたのも自然条件によるところが大きいのである。すなわち上ラウズイツ南部の森林地帯の開墾は、エルベ以西でドイツ
人がすでに実験済みであり、しかも地理的条件からして小河川の溪谷や山間に農家と農地を直接結びつけて新しい集落を建
設する以外に方法は無かつた。しかもこうした森林奥深くの開墾は、平地の開墾と異なり、多くの困難を伴い、それ故に封
建領主のイニジャタイプというより直接生産者自身のイニジャタイプが大きかつた。^(注26) このような生産者自体のイニジャタイ
プの相対的大いさは、明らかにドイツ人農耕文化によるものであるが、その文化の真価をエルベ以東としてはかなり發揮し
えた事実については、エルベ以西の森林地帯と類似した自然条件を考慮しなくてはならない。^(注27)

以上のように上ラウズイツ地方内部の直接生産者の在り方については、スラブ人農耕文化とドイツ人農耕文化の相違と
共にこの地方内部の自然条件の相違も重要な影響を及ぼしていることが判る。さてこの地方の直接生産者の在り方について、
より重要な影響を与えたのは、スラブ人(ソルベン族)の社会的生活様式、特に家族共同体及び村落共同体の在り方ではない
かと思われる。この地方のスラブ人の家族共同体や村落共同体については、不明の事柄が多いが、ヨーロッパ定住史の古典
的研究家A・マイツェンは次のような興味ある指摘を行っている。^(注28) すなわち西暦八百六十六年から八百九十年の間に書かれ
た西独の一僧侶の東欧についての記録にある *civitates* は、大体三平方マイルから六平方マイル位の地域内に必ず存在する
城砦だと推定し、さらにこの城砦に象徴される地域支配者 *Woywode* が、この下には村長としての *Supane* または *Withasi*
が存在したとする。そして特にこの内 *Supane* は村内の最長老を意味するが、それは南スラブに明白に存在した複合大家
族 *Sadruga* の家長 *Staresina* の集団の長のことを指す。従つて上ラウズイツ地方においても *Sadruga*こそ、本源的なス
ラブ(ソルベン)人の家族共同体であり、この基盤の上に比較的緩やかな村落共同体や原初的貴族制が成立していたというの

である。この他マイツェンは、*owice, wice, ice, etz, eiz, eez, iz, schütz, witz* 等の語尾の地名は父祖の名(これらの語尾の前につく名称)の土地に住む者の意味であること、またベーメンやシレジエンで盛んな農地の名称 *Dziedzina* も、祖父 *Djed, djedo* の土地という意味で、ヴェンド族定住地での複合大家族 *Sadruga* の存在を間接的に示していると主張している。

ここでマイツェンによってこの地方の本源的に支配的な家族共同体とされた *Sadruga* について説明しておく、八一十個の個別構成家族(夫婦と子ども)より成る南スラブ人の複合大家族共同体で、これが数個集まって村落を形成している。農地は不規則な方形農地で、集落との関係もかなりルーズである。^(注29) この点で興味のある事は、上ラウズイツにはスラブ人のカトリック教徒が、スラブ語使用地域内に密集して存在していることである。^(注30) それは第三図を参照すると北方のホヤスヴェルダからカメンツ市の東方の地域とバウツェン市周辺さらに南方オストリッツ市周辺、東方ラウバン市の北方周辺等であるが、特にホヤスヴェルダからカメンツ市東方の地域が最大である。勿論これ以外の地域のスラブ人はプロテスタントに改宗しているから即断は許されないが、スラブ人の一部がなおカトリックに留まっていることは、スラブ人の精神的風土やさらにその背後にある共同体生活の特徴の一端を窺えるのではないかと思う。つまり南ヨーロッパを中心とするカトリック教の普及地域が、家族共同体の家長制的性格の割り合い強い地域であることを想いおこすと、この地域のスラブ人の家族共同体の在り方とカトリック教の普及の間にも同じような連関があるのであろう。

さてマイツェンは、ヴェンド族の定住地において一般的な環状村落 *Runddorf* (宅地と農地の関係がルーズで、農地は方形及び線条型と方形、集落は厳密には広場を中心に環状のものであるが、この地方では街路村落、街道村落まで含めて考えてよい)には、計画的植民の結果出来上ったものと共に、古い *Sadruga* が、*Sadruga* の家長達の権力とドイツ人グルントヘルの権力、特に前者によって解体せしめられ、その土地が分割せしめられた結果出来上ったものがあるとしている。^(注31) 彼は農地と宅地のルーズな関係を始め、農地の分割の仕方の不規則さをその根拠としている。マイツェンに比べればドイツ農業文化の影響を重要視し

ているとはいえず、R・ケチュケも古いスラブ人の小村落と農地が再編され、より大きい村落と農地分割が誕生した事実を指摘している。^(注32) 従って上ラウズイツ地方のソルベン人定住地においては古い複合的大家族共同体は、ドイツ人植民との接触の過程で分裂して行ったと考えられる。けれどもかつての複合的大家族共同体は、おそらく *Sadruga* と同様の極めて厳しい集団的土地占有権を農地に対して持っており、それ故高度の農業文化と強固な軍事力をもつ異民族ドイツ人の征服を契機に起ったこの複合家族共同体の分裂は、個別構成家族の自立という点において非常に不完全なものであった。すなわち土地の世襲的保有権を確保しえた少数の *Supane* は別として大部分の農民 *Smurden* は、常に領主が召還しうる一時的な使用権 *Lasbesitz* のみを認められたに過ぎない。^(注33) 同じ複合家族の分解の結果成立した西欧の農民の世襲的土地保有権とこれを比較すれば、彼等の直接生産者の在り方の間に格段の相違があることは明白である。さらにW・ポエルケによれば、この地方のスラブ(ソルベン)人は、ドイツ人入植に際し、宅地や家屋についての所有権も明確に確立しえず(いわゆる *hereditium* の弱さ)、それら宅地や家屋を新しい封建領主から供与される形(単純な使用権の成立)に留まる場合が多かつた。^(注34)

このようなスラブ人直接生産者の大半の不利な状態は、一方で複合的大家族共同体からの単婚小家族の自立化の不十分さというスラブ人社会内部の事情に基づくのであるが、他方においては、より進んだドイツ人農耕文化と単婚小家族を中心とする村落共同体の伝統、またこの上に成立せる封建領主支配が、この未成熟な社会関係を圧服したことも大きく依っている。ここにスラブ(ソルベン)人農民大多数の事実上の土地占有権と、ドイツ人支配者の強力な上級土地所有権というエルベ

以東ドイツ特有の農奴制的支配関係が成立することとなったのである。^(注35) この特殊な農奴制的支配関係で最も重要なものは裁判領主制である。^(注36) 元来のソルベン人社会では、複合的大家族を中心とする共同体集會が、いわゆる村落長老 *Supane* の指導の下に開かれていた。^(注37) 従って、それは非常に未成熟な政治的社会であったと思われる。この未成熟さは、ソルベン人裁判制度についての記録の欠如にも示される。^(注38) ドイツ人植民以後、明白な

ソルベン人社会の裁判制度は、Supane を陪審員とする領主の重罪（上級）裁判と Supane (Saupen) を裁判官とする共同体裁判とに分かれる。^(注39) 後者についての詳細は不明であるが、裁判関係の村役人 Supane が公選ではなく、長老が自動的に選ばれる所をみても、家父長的性格の強い裁判ではないかと思われる。^(注40) しかもドイツ人領主は、Supane を一般ソルベン人と切り離して、貢租徴収や防衛の義務と引換えにソルベン人としては例外的に世襲的土地保有権を認めた。^(注41) こうした共同体裁判そのものの家父長的性格や村役人の特権化を通じて、ドイツ人の領主は、ソルベン人に対する自己の裁判領主権を強化することが出来た。かくして封建領主、特に騎士等の下級貴族は、上級裁判権の完全獲得を背景に、共同体集会の許可制、共同体条例の一方的制定、さらには村裁判官等の任命等を実施し、十六世紀以来ソルベン人の共同体裁判は何等の意味も持たなくなってしまう。^(注42) こうして完成した封建領主、特に騎士の家産的村落支配こそ、主に強制買上げに基づく領主直営地の暴力的拡大や、この直営地農場への強制労働の大幅増大を実現する最も重要な手段であった。この地方で十六世紀以来一般的となつた児童の僕婢強制奉仕 Gesindezwangsdienst や農民の厳しい土地緊縛義務 Schollpflichtigkeit に特徴づけられる世襲隸属領民制 Erbuntertanenium が、最も苛烈に実現したのは、いうまでもなくこうしたソルベン人村落であった。^(注43)

ところでこのようなスラブ人家族共同体の在り方や、そのドイツ人領主支配に規定されたソルベン人直接生産者の不利な状態は、中部以北の地域でスラブ人と混淆しつつ行われたドイツ人植民活動には当然大きな影響を与える。^(注44) もちろん初期植民においては、ドイツ人植民者は、僅かの現物、貨幣の貢租の他には、年数日の夫役程度の負担しかおわぬ世襲土地保有農民としてあらわれている。^(注45) しかし十六世紀以降、直営農場制度確立が試みられるようになると、ドイツ人農民の比較的有利な土地保有権は次第に悪化し、スラブ人農民の二時的土地使用権と実質的に接近して行くのである。^(注46) これはドイツ人農民の夫役負担が、週最低三、四日、最高六日にまで増大したという一事をみても明らかである。^(注47)

このような中部以北地域のドイツ人農民の政治的・経済的状态の悪化は、第一にスラブ人農民の不利な状態によって大き

く影響されると共に、第二には先にのべた中部以北地域の自然条件の劣悪さにも負う所が大きい。すなわちそうした悪化の条件は、十六世紀になって突如形成されたのではなく、K・ブラシュケが集落名から推定しているような中世後期の両民族混淆の植民運動の過程において、すでに用意されつつあったのである。^(注48) 特に自然条件の劣悪さからして、集団的集約農法（三圃制）に基く混在耕地制を十分貫徹しえずに終った所では、ドイツ人植民者の土地保有権や共同体的関係は悪化せざるをえず、スラブ人との混淆はこれに拍車をかけたといえよう。ドイツ人植民者の状態悪化のもう一つの要因には、ドイツ人植民が遠隔地からのそれであり、しかも異民族への軍事的征服で防衛行動を伴う植民であったという事情があげられる。^(注49) R・ケチュケは、この地方への農民的植民は、低地ドイツや低地地方全体と、マイン河からライン河流域にかけてのフランケン地方とからの植民が主で、これにテューリンゲンを始めとする中独の西部からの植民もありうるとしている。^(注50) これに対し領邦君主や騎士、それに修道院等の封建領主階級の出自は比較的近隣で、マイセン辺境伯やマイセン司教を始め、特にザール河のフェスタヤケムニッツ近辺のコットマールスドルフ（ケッテンズドルフ）、さらにエルベ河寄りのピルナ近辺のドニン（ドーナ）の貴族の名が知られ、さらに数多くのレーエン保持の騎士達が植民活動に参加している。^(注51) 従つてこの地方ではより遠隔地からの農民の植民が、近隣にすでに拠点をもつ貴族階級によって支えられる形となった。特にこの植民がソルベン人定住地域へのそれであり、多少とも軍事行動を必要としたのであるから、封建領主の軍事的保護は農民植民にとり不可欠となる。^(注52) W・ポエルケも、この地方の農民の隸属状態の成立には、スラブ人そのものよりも、対スラブの軍事行動と関連して行われた民兵的植民地へのザクセン騎士階級の進出占領が、一層重要な契機となつたと指摘している。^(注53)

ドイツ人植民における封建領主の軍事的保護は、必然的に新定住地における封建領主の農民支配、特に司法的保護と支配を一層容易にした。^(注54) もっとも植民時代以後十六世紀頃までは、年三回の領主による重罪裁判と公選の Schulze, Bauernmeister を裁判官とした共同体裁判とが明確に分離し、後者は、共同体内の諸事件、特に土地の売買や譲渡、相続等の民事事件や軽

い違反事件の裁判権(いわゆる下級裁判権)を委ねられていた。^(注55)しかし十五、六世紀に封建領主は、村落裁判 *Dorfgericht* として共同体に委ねられていた下級裁判権を獲得しようとする努力し、十六世紀半ばの勅令で合法的に獲得した上級裁判権(有力領邦諸侯の欠如が主要な原因)によってこの方向を決定的とした。^(注56)そしてスラブ(ソルベン)人村落への家父長的裁判制度の確立と共に、ドイツ人定住地や、両民族の混淆地域においても、村落下級裁判権の領主上級裁判権への癒着を実現していったのである。このような方向は上ラウズイツ中部以北のスラブ人定住地との隣接地において一層露わとなったことはいまでもない。^(注57)そこではスラブ人からの影響以外にも、劣悪な自然条件によってドイツ人農民は不利な状態におかれていたのである。

かくしてそれまで比較的軽い負担しかおっていないなかったドイツ人農民は、週六日から三、四日の夫役負担を強制され、家産的村落支配の下でソルベン人と並び、世襲隷属領民の重要な一翼を形成するに到る。^(注58)今十九世紀の記録によって何らソルベン人が存在せず、かつこの地方では有力な貴族の所領で農民が比較的豊かだといわれるケーニヒスブリュックのポーラ村では、千七百二十七年に「フリー」へ当り週六日の夫役が課せられていた。^(注59)この地方においては、比較的それまで有利であった農民において夫役が激増している事実は、他においても実証される。^(注60)こうした中産的農民層(特にその中核であるドイツ人農民層)への極めて苛烈な攻撃こそ、スラブ人農民への攻撃以上に、この地方、特にその中部以北の地域の小商品生産の発展を決定的に押し留めたのである。

このように上ラウズイツ地方の中部以北の地域が、種々の要因の絡み合いにおいて、直接生産者にとって非常に不利な直営農場領主制の支配的な地域となったのに対して、南部森林フリーへ村の地域はどうであったか。先にのべたようにこの地域は他地域に比し、かなり純粹のドイツ人植民が行われ、しかも自然条件から個々の農民に有利な森林フリーへ村という農地及び定住地を形成している。^(注61)裁判制度についても、後世の史料から自由農民の自治的裁判権が推定される。すなわち十六世

紀以降、特に十七世紀のこの地域の村裁判 *Ehding, Gedinggericht, Rügengerecht* の記録においても、共同体の権限はかなり大きいのである。^(注62)当時はこの地域においても、すでに騎士農場制を成立せしめていただけに、農村共同体の自治は中部以北よりは強いとすることが出来る。さらに後にのべるこの地域特有の農村麻織物工業の発展は、夫役負担を負わず、世襲隷属領民制からある程度解放された手工業者や商人の大群をうみだした。ただし彼等は被護領民 *Schutzuntertanen* として一定賃租支払や軽い夫役を義務づけられており、完全な自由を得ているわけではない。^(注63)しかし中部以北の純農業地帯におけるより苛酷な世襲領民制に比較すれば、南部における領主支配は相対的に緩やかなものであったといえよう。

勿論先にもみたように、森林フリーへ村の中にも大規模の直営農場が成立しており、これに対して当然フリーへ保有農民を始め菜園保有農民や小屋住農でも、農地乃至は宅地の保有者には、かなりの夫役義務が課せられ、彼等は世襲隷属領民であった。^(注64)これは第一に隣接の中北部地域における騎士農場制の本格的成立による所が大きいし、第二にはこの地域自体が純粹の農民植民地ではなく、農民のイニシヤティブと共に騎士階級を始めとする封建領主層の軍事的保護が必要な植民定住地であったことによる。^(注65)C・テイルマンの編纂した「ドイツ城砦辞典」の付図をみると、上ラウズイツの城砦は、中部地域とそれに隣接せる南部に凝集していることが判る。^(注66)従って森林フリーへ村地域とはいっても、エルベ以西のそれとはかなり性格の異なる、領主支配の比較的強い森林フリーへ地域であったといわざるを得ない。

ただ、この地域においては、こうした領主支配の強さを背景に、直営農場領主制が成立はするが、中部以北のような直接生産者の庄殺には成功しないのである。例えば森林フリーへ村の地域では、十七世紀の末から十八世紀にかけて領主の直営地すなわち騎士農場が分割され、零細な規模の保有地として農村住民に貸し出されている。スプレー河畔のゾーラント村では千六百八十五年から八十七年にかけて、直営耕地を十三の菜園経営に分割している。^(注67)またツイタウ市周辺でも直営耕地や牧草地が分割され、世襲保有権によって貸与されている。^(注68)ノイシェナウ村では十八世紀の始めに七百シェッフエルの直営地が

凡そ一・五シエツフェル(〇・四ヘクタール)に分割され、世襲保有権で貸し出されている。^(注69) このような直営地体制の崩壊は、封建領主の次のような計算に基くものであった。ハイネヴァルデ所領の今日のグートフェルデン、当時のオーバー・オルダーヴィッツ村の直営地は、播種量九十八シエツフェル、総収獲三百一・五シエツフェル、うち販売は百十四・七五シエツフェル、この他家畜関係等の利益も加え、結局二百十六ターレル二十一グロツシエンの純益が計上された。ところが直営地分割に基く広範な世襲土地保有の成立は次のように多額の純益がはかれる。すなわち、宅地、農地、牧草地、森林利用、夫役の金納の結果、年々の収入は五百八十四ターレル十六グロツシエン九・六プエニヒで、実に直営地収入より約三百六十七ターレルも多いことになるのである。^(注70)

こうしてこの地域では騎士農場村落が、領主自らによってかなり否定されて行くこととなったのである。

もつともこの地域の直営地がすべて解体し去ったのではない。W・ボエルケは、南ラウズイツツにおいては、領主直営地が一般農地と分離していたから、かえって十八世紀にイギリス式の改良農法を領主が採用しやすかったとのべている。^(注71) しかしたとえ部分的ではあっても領主の直営地体制が解体していったのが、この地域の特徴であり、この点で中部以北の上ラウズイツツと区別されるのである。

以上我々は、上ラウズイツツ地方の農村市場町の発生が、この地方内部の農業制度特に封建領主制や、その下での小農民経営の在り方と如何なる関連を有するかについて探究した。そして中部以北の地域におけるより苛烈な直営農場領主制に対応して、農村市場町は殆どその直営農場を中心に発生しており、南部森林フーヘ村の地域では、より緩やかな直営農場領主制に対応して、農村市場と直営農場の結びつきも相対的に弱いことが判った。そしてこのような地域差の背景には、自然条件、民族の文化的格差、さらに植民地という人為的社会的条件等の複雑な要因が絡み合っている。以下第二節において、今まで考慮に入れなかった両地域における社会的分業の展開について分析することにした。

(注一) 拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市・市場町について」三田学会雑誌第五十六巻の三、八、十号。

(二) Karlheinz Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, 4 Bde, 1957より作成。なお Vergleich, Zur Statistik der sechs-sten Städte im 16. Jahrhundert, in "Vom Mittelalter zur Neuzeit", Festschrift für H. Sproemberg; Vergleich, Zur Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Oberlausitz, in "Oberlausitzer Forschungen, Beiträge zur Landesgeschichte", 1911. なる前掲の私の論文における統計と今回の統計の間に大きな相違のあるのは、主に農村からの自生的発展の都市・小都市・市場町についての判断の基準をより厳格にしたからである。K・ブラッシュケの史料は間接史料であるため、明確に自生型とされているもの以外は様々の記載の仕方をしてあるが、今回の統計では純粋な自生型を浮彫りにするために、判断に苦しみ中間型も出来るだけ自生型から省いた。それと二つの統計の間のもう一つの大きな相違は都市成立についての時期の相違であって、前の統計では都市の本格的成立に重点をおいて計算を行ったのに対し、今回の統計では、都市的定住の端初的成立を基準として計算した。またK・ブラッシュケの論文や史料自体の綿密な検討の結果、私が見落していたものがあつた。従つてこの点でも数字が移動している。

(三) Willi Boelke, Zur Geschichte der Gutsherrschaft und der zweiten Leibeigenschaft in der Oberlausitz, Zeitschrift für Geschichts-wissenschaft, 1956, IV Jg., Heft 6, SS. 1223-1232; Vergleich, Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz, Bautzen, S. 44, 131, 168, 195, 196, 203; F. Lütge, Die mitteldeutsche Grundherrschaft, zweite, stark erweiterte Auflage, 1957, SS. 293-297.

(四) 北条功「東ドイツにおける農民解放」西洋経済史講座第四巻五十七頁―九十四頁。A. Kunze, Vom Bauerndorf zum Weberdorf, Zur sozialen und wirtschaftlichen Struktur der Waldhufendörfer der südlichen Oberlausitz im 16., 17. und 18. Jahrhundert, in "Oberlausitzer Forschungen", 1961, SS. 171-173; W. Boelke, Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz, S. 55, 147, 148, 152, 153, 197. A・クンツェはこの論文の中で、南部ラウズイツツの森林フーヘ村地域の農村工業の進展は、封建領主制を崩壊せしめ、資本主義の発展を促進したとしている。上ラウズイツツ地方内部の農村構造の地域差と、農村工業の進展を関連づける点で彼の見解は示唆に富むものを多く持っているが、封建制の崩壊の評価は非常に甘いのではないかと思われる。第四表で明らかのように、この地方においては比較的自由的な森林フーヘ村においても騎士農場制が成立し、農民は時には非常に苛烈な直営地経営体制に組みこまれて行くのである。従つたといこの体制が解体してくる時代に成立する農村市場町であっても、そこに大きな制限が存在したのであり、例えばエルベ河以西のエルツ山地帯の森林フーヘ村から発展した小都市・市場町と異なる所があつたと思われる。この点W. Boelkeは前掲論文や著書の中で、この地方の新しい局地的市場 Lokal Marktの発生は、厳しい領主制の下で展開した農民層の分解の結果であり、その分解が富農経営の拡大をもたらさず、むしろ貧しい小屋住達の大群を創出したことと対応して、この市場は、騎士農場主達に彼等自身の生産物の販売機会を与えたとしている。W. Boelke, Zur Geschichte der Gutsherrschaft, SS. 1230-1231; Vergleich, Bauer und

- Gutsherr, SS. 55-56, 147-158, 195-203.
- (5) 上記の地図は、K. Blaschke, Zur Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Oberlausitz. 付表 468。また第四図は R. Kötzsche, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, Forschungen zur Deutschen Landeskunde, Bd. 77, Karte 30. また同書に引くフンメルマンの「ザクセン地方の集落」農地の歴史的形過程が詳しく叙述されており、巻末の地図も有用である。
- (6) K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 4, Oberlausitz.
- (7) R. Kötzsche, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, S. 216f.
- (8) Ibid., Karte 30; K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 3, Erzgebirge und Vogtland, S. 79.
- (9) R. Kötzsche, a. a. O., Karte 34; K. Blaschke, a. a. O., Bd. 4, S. 75.
- (10) Arno Kunze, Vom Bauerndorf zum Weberdorf, SS. 171-173. 後に出てくる農村工業村落グロス・シエナウ村では農民の農地と混在する分割直営地が千五百十五年に成立しているが、ほぼ同じ時期に農民の農地から作った第二の分割直営地は千五百四十五年に三分割され、貸与された。また第三の分割直営地は不明、第四の分割直営地は農民の農地とは別に発生している。そして最後のものが騎士農場となるのである。
- (11) W. Boelcke, Bauer und Gutsherr, S. 56; R. Kötzsche, a. a. O., S. 227.
- (12) Anneliese Krenzlin, Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiete der großen Täler und Platten östliche der Elbe, Forschungen zur Deutschen Landeskunde, Bd. 70, Abb. 4.
- (13) Westermanns Atlas zur Weltgeschichte, Teil II, Mittelalter, S. 76.
- (14) W. Boelcke, a. a. O., SS. 12-20. ホエルケは大規模の直営農場は、荒地地の利用、農民保有地の収用、村有放牧地の収用等によって成立するが、上ラウズニッツでは農民保有地の強制買上の方法が最も一般的であったという。
- (15) Ibid., S. 52f. このような独立の大規模直営農場は、周辺の村落の農民（特に役畜をもつ比較的富裕な農民）の夫役による所大さかた。
- (16) A. Krenzlin, a. a. O., SS. 76-118. 彼女は実に明確な分析によってドイツ人植民の農地及び定住形成の目的と実際の結果が、必ずしも一致しなかったことを示している。なおドイツ人の植民運動についての文献は差し当り、Hermann Aubin, Wirtschaftsgeschichte, Bemerkung zur ostdeutschen Kolonisation, in "Aus Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1928, SS. 178-189; R. Kötzsche, a. a. O., SS. 61-81; R. Kötzsche und W. Ebert, Geschichte der ostdeutschen Kolonisation, 1937, SS. 39-51, 67. 混在耕地の成立しているホヤムツェムナ地区は第四表にみられるように、大規模な直営地の成立の度合は少く、これはまたこの地区が比較的有力な等族領土の支配下にあったことによる。

- 族領土の支配下にあったことによる。
- (17) A. Kunze, a. a. O., SS. 165-192.
- (18) R. Kötzsche, Ländliche Siedlung und Agrarwesen, SS. 64-80.
- (19) K. Blaschke, Zur Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Oberlausitz. 付表 468。
- (20) J. Zimmrich, Landeskunde des Königreichs Sachsen, 1905, SS. 21-22.
- (21) K. Blaschke, a. a. O., SS. 62-70.
- (22) W. v. Brünneck, Die Leibeigenschaft in Ostpreußen, Die Leibeigenschaft in Pommern, Zeitschrift d. Savigny-Stiftung f. Rechtsgeschichte, Germ. Ab. VIII, IX, 1887-1888; Max Weber, Kapitalismus und Agrarverfassung, Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd. 108, SS. 443-444. A. Krenzlin, a. a. O., SS. 113-118; W. Boelcke, a. a. O., S. 36f., 92f., 108f.
- (23) A. Krenzlin, ibid., S. 116; A. Kunze, a. a. O., SS. 166-168; K. Blaschke, a. a. O., SS. 67-68; W. Boelcke, ibid., SS. 139-140; R. Kötzsche, a. a. O., S. 64, SS. 78-80.
- (24) M. Weber, a. a. O., SS. 445-447; A. Krenzlin, a. a. O., SS. 85-118; R. Kötzsche und W. Ebert, Geschichte der ostdeutschen Kolonisation, S. 46f., 69f.
- (25) A. Krenzlin, ibid., SS. 113-118.
- (26) R. Kötzsche, Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen, SS. 214-215, 227-231.
- (27) R. Kötzsche und W. Ebert, a. a. O., S. 46 f., 63 f., 69 f.
- (28) August Meitzen, Siedlung und Agrarwesen der Westgermanen und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen, Bd. 2, SS. 231-270, Bd. 3, SS. 354-367; R. Kötzsche, Ländliche Siedlung und Agrarwesen, SS. 92-97, 147-151 f.
- (29) A. Meitzen, ibid., Bd. 2, SS. 213-219, Bd. 3, SS. 341-354. 特に三卷の Anlage 104, Sudslawische Hauskommunionen は、ロマニア地方の辺境の数個の Sadruge からなるイリマ・ヘルンヘーク村の実態を紹介している。このうち整理番号六の Sadruge は、村名と同様にイリマ・ヘルンヘークなる家長の下に二十二夫婦、六十四人の家族が共同生活を営んでいた。もともとこの Sadruge はその後十家族三十七人が四つの複合家族として独立し、六号の Sadruge には十家族二十四人が残るのみとなった。
- (30) K. Blaschke, a. a. O., SS. 70-72; J. Zimmrich, a. a. O., S. 22, 101. シェムリヒの報する所によれば、ザクセン全体で千八百五十一年に新教徒三百九十七万二千二百二十名(九十四・四%)に対し旧教徒(カトリック)は十九万五千名(四・七%)であった。しかしその大部分は上ラウズニッツ地方に集中しており、十九世紀半ばにレバウのスラブ人居住地外において、七つのカトリック教会と一つの

福音派の教会では通常の礼拝がウエンド(スラブ)語で行われ、二十三の福音派の教会では、ドイツ語とスラブ語が交互に使用されてきた。

- (15) A. Meitzen, a. a. O., Bd. 2, SS. 260-265.
 (16) R. Kötzschke, a. a. O., S. 80, 150.
 (17) Ibid., S. 106, 126; W. Boelcke, a. a. O., SS. 28-33.
 (18) W. Boelcke, *ibid.*, SS. 29-32.
 (19) Ibid., SS. 27-32, 67-70, 77.
 (20) Friedrich Lütge, *Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert*, 1963, S. 118; W. Boelcke, *ibid.*, SS. 58-76.
 (21) R. Kötzschke, a. a. O., SS. 92-95.
 (22) W. Boelcke, a. a. O., S. 59. ホルネは「上ラウズニッツ地方の南部に裁判関係の豊かな史料があるのに対し、北部ソルベン人関係の史料は非常に乏しく指摘している」。
 (23) R. Kötzschke, a. a. O., S. 93 f.; W. Boelcke, *ibid.*, S. 75; A. Meitzen, a. a. O., Bd. 2, SS. 242-243.
 (24) R. Kötzschke, *ibid.*, SS. 92-95; A. Meitzen, *ibid.*, SS. 241-264.
 (25) R. Kötzschke, *ibid.*, S. 93 f.; A. Meitzen, *ibid.*, S. 243; W. Boelcke, a. a. O., S. 35, 61-63.
 (26) W. Boelcke, *ibid.*, SS. 60-75. 近世初頭の「ソルベン中部地域」のソルベン人村落五カ村の住民は、数年に一度、それも領主の裁量で裁判が開かれるという領主の命令に服して来た。しかもその裁判の権能は非常に制限されており、下級の村落裁判の裁判官もこの領主裁判で任命され、さらに裁判官及び陪審員もこので任命される。しかも領主裁判の裁判官には、村内のものでなく、領主の官僚が任命された。
 (27) Ibid., SS. 69-75.
 (28) K. Blaschke, a. a. O., SS. 70-72; W. Boelcke, *ibid.*, S. 69, 79.
 (29) W. Boelcke, *ibid.*, S. 34 f., 78; R. Kötzschke, a. a. O., S. 77, 113 f.
 (30) W. Boelcke, *ibid.*, S. 36, 39, 79, 80, 92.
 (31) Ibid., SS. 79-80; F. Lütge, a. a. O., S. 121 f.
 (32) F. Lütge, *ibid.*, SS. 103-117; W. Boelcke, *ibid.*, S. 61 f.

(33) F. Lütge, *ibid.*, SS. 96-99; W. Boelcke, *ibid.*, S. 108 f.; R. Kötzschke, a. a. O., S. 105 f. リュトゲはドイツ東方植民においては、騎士層を中心とする封建貴族層の軍事的・政治的植民がまず重要であり、この被護の下で始めてドイツ人農民の本格的植民が行われたと述べている。

- (34) R. Kötzschke, a. a. O., SS. 75-76; R. Kötzschke und W. Ebert, a. a. O., S. 63, SS. 67-69.
 (35) R. Kötzschke, *Ländliche Siedlung und Agrarwesen*, S. 74; C. Tilmann, *Lexikon der deutschen Burgen und Schlösser*, Bd. 4, Atlas 28, 29; K. Blaschke, *Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen*, Bd. 2, SS. 124-125.
 (36) F. Lütge, a. a. O., S. 98 f.
 (37) W. Boelcke, *ibid.*, S. 108 f.
 (38) 封建領主の農民に対する軍事的保護と司法的保護の関連については、もしも「Mare Bloch, *La société féodale*, Translation in English, *Feudal Society*, 1961, pp. 151-189, 241-254, 394-407, 421-431.」と拙著「西洋経済史」世界書院、第一章第一節・第二節を参照。
 (39) R. Kötzschke, a. a. O., SS. 96-98; W. Boelcke, a. a. O., S. 60, 62.
 (40) W. Boelcke, *ibid.*, S. 36, SS. 60-75.
 (41) 第四表、第五表でスラブ人の比率の高い長方形耕地の村や、方形と線型の耕地の村及び方形の耕地の村では、大規模騎士農場の成立の度合は高い。そしてドイツ人の比率が高いが、スラブ人も三、四割の比率である森林フーヘ村の北辺地帯でも大規模騎士農場が多い。
 (42) W. Boelcke, a. a. O., SS. 78-92.
 (43) W. Boelcke, *ibid.*, S. 90; K. Blaschke, a. a. O., Bd. 4, S. 51.
 (44) W. Boelcke, *ibid.*, SS. 91-92.
 (45) Arno Kunze, a. a. O., S. 168 f.; R. Kötzschke, a. a. O., S. 227 f.
 (46) W. Boelcke, a. a. O., S. 60 f.
 (47) Ibid., S. 131 f.
 (48) Ibid., S. 132.
 (49) Ibid., S. 103; R. Kötzschke, a. a. O., S. 74 f.
 (50) C. Tilmann, a. a. O., Karte 29.
 (51) A. Kunze, a. a. O., S. 183.

- (68) Ibid., S. 184.
- (69) Ibid., S. 184.
- (70) Ibid., S. 183.
- (71) W. Boelcke, a. a. O., S. 174 f.

資料

一八六六年から一八六八年に至る第一インター
ナショナルの総務委員会にかんする史料(その一)

(The General Council of the First International, 1866-1868,
Minutes, 1964, Progress Publishers, Moscow, pp. 444.)

飯 田 鼎

一九六四年は、第一インターナショナル結成一〇〇年にあたり、
社会主義諸国ではこれを記念していろいろな行事が催されたが、モ
スクワのマルクス・レーニン主義研究所では、当時ロンドンで開かれ
たこの国際的組織の中核的機能ともいべき第一インターナショナ
ル総務委員会の歴大な記録を公刊しはじめていた。その史料の意義
について簡単にふれるならば、一八四八年のフランス二月革命の危
機を克服して、一八五〇年後、イギリスを中心として着実な発展を
みせつつあったヨーロッパの資本主義とは対照的に、社会主義運動
はかつての「四〇年代」の目標を失い、労働者階級の運動の具体的

一八六六年から一八六八年に至る第一インターナショナルの総務委員会にかんする史料(その一)

六五 (三〇七)

な進め方、その組織および戦術等も、各資本主義諸国の発展のテン
ポおよびその諸条件の相違等から、統一のない不安定なものとなる
傾向⁽¹⁾があった。一八六四年の第一インターナショナルの結成は、主
としてマルクスとエンゲルスが、このような社会主義および労働運
動の四分五裂の状況のなかで、社会主義勢力の再建および結集をは
かり、これを中心として各国の労働組合主義者および民族主義者な
どの連合統一戦線をはかることであった。そしてさらに科学的な社会
主義をもって理論的に武装し、⁽²⁾たんに防衛的組織としてのみならず、
資本主義の土台を揺がすような革命的組織に育て上げようとする意
図が、彼らの胸の中に当然に秘められていたことはいうまでもない。
そしてこのような重要な使命を担う国際的組織の中核こそ、この総